# らいふ長岡天神運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、株式会社 Life youth が開設する「らいふ長岡天神」(以下「事業所」という。)が行う指定訪問介護(指定第一号訪問介護)の適正な運営を確保するため、人員及び管理 運営に関する事項を定め、事業所の訪問介護員等が、要支援者、要介護状態にある要介護者、 (以下「利用者」という。)に対し、適正な訪問介護サービスを提供することを目的とする。

## (運営の方針)

- 第2条 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 2 指定訪問介護(指定第一号訪問介護)事業所の従業者は、利用者の心身の特性を踏まえて、 その有する能力に応じ可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう 訪問介護計画を作成し、計画に沿って、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる 援助を行う。
- 3 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、 地域包括支援センター及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉 サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 4 前4項のほか、「介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の人員等の基準等に関する条例」 (平成24年京都府条例第27号)「長岡京市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業実施要綱」、その他指定市町村の定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

#### (事業所の名称等)

- 第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
  - (1) 名 称 らいふ長岡天神
  - (2) 所在地 京都府長岡京市奥海印寺岡本3-9

# (従業者の職種、員数及び職務内容)

- 第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。
  - (1) 管理者 1人(常勤1人)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) サービス提供責任者 1人以上

サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護(指定介護予防訪問介護)の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画(介護予防訪問介護 計画)の作成等を行う。

(3) 訪問介護員 2.5 人以上(常勤換算) 訪問介護員は、訪問介護(介護予防訪問介護)の提供に当たる。

#### (営業日及び営業時間等)

- 第5条 事業所の営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。
  - (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。

ただし、12月29日から1月3日まで及び祝祭日、土曜日、日曜日を除く。

(利用者のご希望に添えるようにご相談に応じます。)

<サービス提供日> 365日

- (2) 営業時間 午前9時00分から午後5時00分までとする。 <サービス提供時間> 午前7時00分から午後10時00分までとする。
- (3) 休日であっても緊急時は電話対応する。

#### (事業の内容及び利用料等)

- 第6条 事業の内容は次に掲げるものとし、事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣 が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、利用者から本 人負担分の支払いを受けるものとする。
  - (1)身体介護
  - (2) 生活援助
- 2 第10条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、その実費を徴収する。

なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。

- (1) 通常の事業の実施地域を越えてから、片道1キロメートル毎 100円
- 3 正当な理由がなく訪問介護サービスをキャンセルした場合、前日の 17 時までに連絡がない場合、キャンセル料を徴収する。キャンセル料は、利用料の 100%をいただくこととする。
- 4 前各項の利用料等の支払いを受けたときは、その内容について記載した領収書を交付するものとする。

## (緊急時等における対応方法)

第7条 従業者は、事業の提供を行っているときに、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師に連絡する等の必要な措置を講じるとともに、管理者に報告するものとする。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

## (事故発生時等における対応方法)

- 第8条 事業の提供により事故が発生した場合は、速やかに必要な措置を講じるとともに、利用者の家族及び利用者に係る居宅介護支援事業者、市町村及び京都府等に連絡するものとする。
- 2 利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに 行うものとする。

## (苦情処理)

- 第9条 事業の提供に係る利用者及びその家族からの苦情を受け付けた場合には、迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるとともに、当該苦情の内容等を記録するものとする。
- 2 事業所は、提供した事業に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した事業に係る利用者及びその家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、 当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

## (通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、長岡京市、向日市、大山崎町、京都市伏見区(羽東師、久我)、京都市西京区(洛西西側※9号線まで)の区域とする。

## (虐待の防止のための措置に関する事項)

- 第11条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。
  - (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 職員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- (5) 虐待防止のための対策を検討する委員会(虐待防止委員会)の定期的な開催及び委員会での検討結果について職員への周知徹底

#### (身体拘束等の禁止)

- 第12条 事業者は、訪問介護等の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行わないものとする。
- 2 事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態**様及び時間、その際の利用者の心** 身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。
- 3 事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとする。
- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(身体拘束等適正化検討委員会)の定期的な開催及びその結果について職員への周知
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備
- (3) 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施

## (衛生管理等)

- 第13条 事業者は、職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うものとする。
- 2 事業者は、事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めるものとする。
- 3 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。
- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(感染対策 委員会)の定期的な開催及びその結果について職員への周知
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備
- (3) 事業所において、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の定期的な実施

## (業務継続計画の策定等)

- 第14条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う ものとする。

## (個人情報の保護)

- 第15条 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。
- 2 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得るものとする。

#### (秘密の保持)

- 第16条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者 でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含 むものとする。

#### (従業者の研修等)

- 第17条 事業所は、従業者に対し、常に必要な知識の習得及び能力の向上を図るための研修(外部における研修受講を含む。)を実施する。なお、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
  - (1) 採用時研修 採用後3か月以内
  - (2)継続研修 年1回以上

## (その他)

第 18 条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要な事項は、株式会社 Life youth と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

## 附則

- この規程は、令和6年2月1日から施行する。
- この規程は、令和6年4月1日から施行する。
- この規程は、令和7年10月1日から施行する。